

(公印・契印省略)

総務省法令適用事前確認手続（回答書）

総基二第127号
令和4年12月13日

株式会社ジェイフィールド
代理人 重 隆憲 殿

総務大臣 松本 剛明

令和4年11月14日付けをもって照会のあった件につきまして、総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年総務省訓令第197号）第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった具体的事実については、照会法令の適用対象となる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

照会のあった事業について、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「法」という。）第10条にいう通話可能端末設備等とは、法第5条第1項において通話可能端末設備又は契約者特定記録媒体を指すとされているところ、通話可能なSIMカードは法第2条第6項で定義する契約者特定記録媒体に該当することから、法第10条第1項の規定が適用されます。

以上